



三重県公報

令和5年7月7日 (金)
 第 428 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
432	クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	(食 品 安 全 課)	2
433	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	2
434	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	3
選 管 告 示			
46	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	3
47	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	5
48	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	5
49	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	5
50	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	5
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(デジタル改革推進課)	6

告 示

三重県告示第 432 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

令和 5 年 7 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 2 令和 5 年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施日等

(1) クリーニング師の研修

開 催 日	会 場 名	所 在 地	予定人員
令和 5 年 9 月 10 日（日）	三重県尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町 1-1	21 人
令和 5 年 10 月 22 日（日）	三重県伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	31 人
令和 5 年 11 月 19 日（日）	三重県津庁舎	津市桜橋 3-446-34	60 人

(2) 業務従事者に対する講習（通信教育）

ア 受付期間

令和 5 年 11 月 1 日（水）から同月 30 日（木）まで

イ 講習の科目及びレポート課題

- (ア) 衛生法規及び公衆衛生
- (イ) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- (ウ) 洗濯物の処理
- (エ) 繊維及び繊維製品

ウ レポート提出締切年月日

令和 6 年 1 月 15 日（月）

3 受講料

- (1) 5,000 円 クリーニング師の研修
- (2) 4,500 円 業務従事者に対する講習

4 修了証書の交付

研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。

5 受講についての問い合わせ先

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
津市西古河町 10 番 16 号 別所ビル 3 階
電話 059-225-4181

三重県告示第 433 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 7 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市関町古厩字西沖 66 番 2 地先から	旧	12.5～21.6	54.9

亀山市関町古厩字西沖 12 番 1 地先まで	新	10.6~21.6	54.9
------------------------	---	-----------	------

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市神戸 7 丁目 66 番 1 地先から 鈴鹿市神戸 7 丁目 71 番 3 地先まで	旧	5.6~25.4	142.0
	新	12.0~33.0	142.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山停車場石水溪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市羽若町字杉前 200 番 3 地先から 亀山市羽若町字杉前 200 番 2 地先まで	旧	10.6~11.2	21.8
	新	9.1~9.1	21.8

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三宅一身田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市大里小野田町 980 番地先から 津市大里睦合町 1524 番 2 地先まで	旧	5.6~12.7	158.0
	新	5.2~12.7	158.0

三重県告示第 434 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 5 年 7 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸 7 丁目 66 番 3 地先から 鈴鹿市神戸 7 丁目 66 番 10 地先まで	令和 5 年 7 月 7 日
県道 鈴鹿宮妻峡線	鈴鹿市神戸 7 丁目 66 番 1 地先から 鈴鹿市神戸 7 丁目 71 番 3 地先まで	令和 5 年 7 月 7 日
県道 西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町字小路垣内 191 番 3 地先から 鈴鹿市東庄内町字北條 442 番 3 地先まで	令和 5 年 7 月 7 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字片ビタ 1291 番 30 地先から 鳥羽市松尾町字片ビタ 1342 番 1 地先まで	令和 5 年 7 月 10 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 46 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 7 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

- 1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考	
出口ひさお後援会	山下 誠 司	出口 修 次	いなべ市北勢町東村 48-2	令和 5 年 5 月 9 日		
2 届出事項の異動						
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
公明党三重第三総支部	細 矢 一 宏	会計責任者	赤 堀 久 実	富 田 真由美	令和 5 年 5 月 15 日	政党
公明党三重第四総支部	松 岡 恒 雄	会計責任者	奥 出 かよ子	松 岡 恒 雄	令和 5 年 5 月 15 日	政党
自由民主党多気支部	高 橋 正 樹	主たる事務所の所在地	多気郡多気町津留 502	多気郡多気町佐伯中 6-5	令和 5 年 4 月 1 日	政党
		代表者	高 橋 正 樹	西 村 茂		
		会計責任者	深 水 美和子	松 浦 慶 子		
自由民主党三重県支部連合会	田 村 憲 久	会計責任者	中 嶋 年 規	津 田 健 児	令和 5 年 5 月 27 日	政党
自由民主党三重県第一選挙区支部	田 村 憲 久	会計責任者	大 井 誠 人	近 藤 久 之	令和 5 年 6 月 1 日	政党
青山のりたけを励ます会	青 山 昇 武	主たる事務所の所在地	津市高茶屋四丁目 46-14-5	津市神戸 144-12	令和 5 年 5 月 25 日	
榎本健治後援会	瀧 川 秀 郎	代表者	瀧 川 秀 郎	宮 尾 貴 志	令和 5 年 5 月 10 日	
		会計責任者	榎 本 幸 子	榎 本 美代子		
税理士による中川正春後援会	谷 田 義 弘	主たる事務所の所在地	鈴鹿市寺家町 1555-5	四日市市楠町南五味塚 309-2	令和 5 年 5 月 27 日	
		代表者	谷 田 義 弘	加 田 静 夫		
		会計責任者	谷 田 義 弘	加 田 静 夫		
全国屋外広告業者政治連盟三重支部	西 出 誠	会計責任者	森 本 春 樹	中 西 玉 美	令和 5 年 5 月 18 日	
田村のりひさ後援会	宇 野 恭 生	会計責任者	大 井 誠 人	近 藤 久 之	令和 5 年 6 月 1 日	
藤田宜三後援会	藤 田 宜 三	主たる事務所の所在地	鈴鹿市花川町 217-1	鈴鹿市西条 8 丁目 7	令和 5 年 4 月 20 日	
三重県司法書士政治連盟	川 谷 武 史	代表者	川 谷 武 史	新 谷 恒 夫	令和 5 年 5 月 27 日	
		会計責任者	鈴 木 尚 文	服 部 和 史		
三重県土地家屋調査士会	神 戸 照 男	会計責任者	野 田 秀 敏	吉 川 清 丈	令和 5 年	

査士政治連盟		任者			5月20日
未来政治研究会	西場 信行	主たる事務所	多気郡明和町大字齋宮 3014	多気郡明和町大字上村 783	令和5年3月20日
		の所在地	多気郡明和町大字上村 783	多気郡明和町大字齋宮 3014	令和5年4月1日

三重県選挙管理委員会告示第 47 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 7 月 7 日

		三重県選挙管理委員会委員長		中 西 正 洋
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考	
坂倉紀男後援会	坂 倉 紀 男	令和 5 年 5 月 1 日		

三重県選挙管理委員会告示第 48 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 7 月 7 日

		三重県選挙管理委員会委員長		中 西 正 洋	
資金管理団体の異動					
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
青山 昇 武	青山のりたけを励ます会	主たる事務所	津市高茶屋四丁目 46-14-5	津市神戸 144-12	令和 5 年 5 月 25 日
西 場 信 行	未来政治研究会	主たる事務所	多気郡明和町大字齋宮 3014	多気郡明和町大字上村 783	令和 5 年 3 月 20 日
		所の所在地	多気郡明和町大字上村 783	多気郡明和町大字齋宮 3014	令和 5 年 4 月 1 日
藤 田 宜 三	藤田宜三後援会	主たる事務所	鈴鹿市花川町 217-1	鈴鹿市西条 8 丁目 7	令和 5 年 4 月 20 日

三重県選挙管理委員会告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 41 号は、廃止します。

令和 5 年 7 月 7 日

		三重県選挙管理委員会委員長		中 西 正 洋
50 分の 1 の数	29,290			
80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	283,061			

三重県選挙管理委員会告示第 50 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 42 号は、廃止します。

令和 5 年 7 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

選挙区名	3分の1の数
津市	74,832
四日市市	84,750
伊勢市・鳥羽市	39,504
松阪市	43,785
桑名市・桑名郡	39,553
鈴鹿市	53,019
名張市	21,443
東紀州	18,905
亀山市	13,163
いなべ市・員弁郡	19,086
志摩市	13,567
伊賀市	23,497
三重郡	18,195
多気郡	12,752
度会郡	12,115

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年7月7日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年10月31日（土）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調

達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年7月24日（月）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課総務班 担当 渡邊
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部デジタル改革推進課情報基盤班 担当 西田
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和5年8月21日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月31日（月）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月31日（月）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年8月21日（月）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年8月21日（月）14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課総務班

案件名 三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年8月21日(月)14時40分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Mie Prefectural “e-government” Support Services
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, August 21, 2023.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:30 P.M. on Monday, August 21, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:40 P.M. on Monday, August 21, 2023.
- (4) Managing Authority:
Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3363 (Japanese only)

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
